

京都ではたらく動画コンテスト 募集要項

1. 目的

京都で働くことをテーマとして、学生自身がこれらの魅力に迫り、学生目線での発想力や発信力を活かして同世代へ訴求する動画を制作するとともに、制作した動画を活用した宣伝活動を通じて、京都府事業の認知向上や京都企業への理解促進等につなげることを目的とする。

2. 主催

京都府、京都ジョブパーク

3. 募集内容

「京都で働く魅力」をテーマに、下記の4部門について、それぞれの趣旨に沿った動画作品の制作に加え、動画作品を活用した制作者によるPR活動までを募集。

(1) 部門

下記の4部門について募集を行う。応募点数の条件については、下記8の記載を確認すること。

①「京都ジョブパーク※1（以下「京都JP」という。）魅力発信」
京都JPの新規登録につながるもの

②「京都で働く魅力発信」部門
京都JPを通じたインターンシップの参加につながるもの

③「ワークルール啓発」部門
働く上で知っておくべきワークルールの普及啓発

④「KYO育tv.魅力発信」部門
「KYO育tv.」※2の新規登録につながるもの

※1「京都ジョブパーク」とは

京都府が主体となり、労働者団体や経営者団体をはじめ多くの関係機関と一緒にあって、自治体の強みである地元の情報力・企業とのネットワークを活かした就業・キャリア教育支援や、企業への職場環境づくり支援等を通じ、京都で働きたい方を支援する機関

※2「KYO育tv.」とは

経営者、在職者、求職者向けに、IT・DX・Webデザインからマネジメント、資格取得まで多岐にわたる約300講座をオンデマンドで配信する無料オンライン学習プラットフォーム

(2) 動画作品の仕様

① 時間

応募する部門ごとに、下記に掲げる2種類の動画を制作すること。

【短編】30秒間に収まるもの

【長編】3分間から5分間に収まるもの

②ファイル形式

SNS（YouTube、Instagram等）で配信可能なMP4形式のほか、MP4形式に変換可能なWMV形式、MOV形式を推奨する。

※その他の形式については事前に下記のお問い合わせ先の事務局（以下「事務局」という。）までご相談ください。

③映像の種類

制限は設けない。（実写、アニメ、CG 等いずれも可能）

④アスペクト比（横：縦）

【短編】9：16（※） 【長編】16：9

※短編の応募作品については「9：16」と定めるが、PR活動の際にアップロード先の規格に応じて応募作品を適宜リサイズし、活用することは認める。

⑤その他

下記15に記載の注意事項を前提に、次に掲げる内容に留意すること。

- ・ 作品はオリジナルのものとする。ただし、未発表のものに限る。
- ・ 映像や音楽を使用する場合は、著作権処理が必要ないもの（オリジナルの素材、フリー素材等）を使用するか、必要な処理・手続きが済んだものを使用すること。
- ・ 出演者を出演させる場合は、本人の承諾を得ること。また、出演者に未成年者が含まれる場合は、保護者の同意を得ること。
- ・ その他権利（肖像権、著作権等）を確認すること。

(3) PR活動

応募者は制作した作品をもって、以下のとおりPR活動を行うこと。

①活動期間

~~令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金)まで~~

令和7年11月1日(土)

②PR手法

応募者は、独自の発想および人的ネットワークなどを活用して広報宣伝活動を実施することができるものとし、制限は設けない。

4. 応募期間

(1)参加申し込み

~~令和7年6月27日（金）～令和7年7月31日（木）17時まで~~

令和7年8月31日（日）17時まで

(2)作品提出

（一次締切）令和7年8月1日（金）～~~令和7年8月30日（土）17時まで~~

令和7年9月30日（火）17時まで

（二次締切）令和7年10月1日（水）～~~令和7年9月30日（火）17時まで~~

令和7年10月31日（金）17時まで

5. 応募資格

大学、短期大学、専修学校、専門学校の在学生（所在地及び個人・団体は問わない）

※団体の場合は、構成メンバーの全員が上記の応募資格を満たしていること。

※応募者が未成年（18歳未満）の場合は保護者の同意を得ること。（応募時点で保護者の同意を得ているものとみなします。）

6. 参加費

無料とする。

ただし、応募、制作及びPR活動に要する費用は応募者の負担とする。

7. 参加方法

インターネットに掲載する特設ページの申込フォーム（<https://www.kyoto-is.jp/form/form-73006/>）による

※事務局において申し込みを受理しましたら、応募者（団体の場合は代表者のみ）あてに、申込確認の連絡をメール（以下「申込完了メール」という。）します。

※申込完了メールが届きましたら、応募者は学生証の写しを事務局までメールで提出してください。なお、団体での申込みの場合は、構成メンバー全員の学生証の写しの提出が必要です。手続きの詳細は事務局から追ってご案内します。

8. 応募点数

各部門につき1作品までとする。

※複数部門への応募は可能。また、個人、団体、構成メンバーが異なる別の団体として、複数作品を応募することも可能。

9. 審査

(1) 評価基準・採点手法

以下の評価基準及び採点手法により審査を行い、入賞作品の選出を行う。

部 門	評価基準	採点手法
京都JP魅力発信	動画作品の閲覧をきっかけに、京都JPの新規利用登録につながったかどうか	京都JPの新規利用登録の人数（人）※ ¹
京都で働く魅力発信	動画作品の閲覧をきっかけに、京都JPを通じた京都企業へのインターンシップ参加につながったかどうか	京都JPを通じて京都企業が実施するインターンシップ等の職場体験に参加した人数（人日）※ ¹
ワークルール啓発	動画作品による啓発効果	下記①、②の評価点の合計※ ² ①SNSに投稿した動画作品の再生回数 【配点】 再生回数の合計が最も多かった応募者から上位5位まで順に、5点、4点、3点、2点、1点 ②京都府主催の合同企業説明会等において動画作品を放映し、人気投票を実施 （次ページに続く）

		【配点】 得票数が最も多かった応募者から順に、5点、4点、3点、以下1点（得票がない場合は0点）
KYO育tv.魅力発信	動画作品の閲覧をきっかけに、KYO育tv.の新規利用登録につながったかどうか	下記①、②の評価点の合計※2 ①KYO育tv.の新規利用登録の人数 【配点】 登録者数が最も多かった応募者から順に、1位：10点、2位：5点、3位：3点 ②SNSに投稿した動画作品の再生回数 【配点】 再生回数の合計が最も多かった応募者から上位3位まで順に、5点、4点、3点、以下1点

※1 同順位が発生した場合は、該当順位とその次の順位の賞金を合算し、同順位の者で均等に分配します。

※2 ①②の評価点の合計が同じ場合は、以下の優先順位に従って受賞者を決定します。

1. SNSの再生回数の合計
2. SNSの高評価（いいね等）の数
3. SNSのコメント数
4. 上記1～3の指標も同じ場合は同順位とします。同順位が発生した場合は、該当順位とその次の順位の賞金を合算し、同順位の者で均等に分配します。

(2)審査対象外となる事項

動画作品の制作及びPR活動について、次に掲げる内容に該当する又は該当するおそれがあると主催者が判断した場合は、応募者に通知することなく審査対象から除外することがある。

- ア. 法律等に違反するまたは違反するおそれのあるもの
- イ. 個人、企業、団体などを中傷し、プライバシーを侵害するもの
- ウ. 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
- エ. 企業や商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
- オ. 暴言、卑猥な表現等、公序良俗に反するもの
- カ. 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- キ. 応募内容に不実記載があったもの
- ク. その他、主催者が不適切と判断したもの

10. 表彰・賞金

(1)概要

部門 賞・金額	京都JP 魅力発信	京都で働く 魅力発信	ワ-クル-ル啓発	KYO育tv 魅力発信
最優秀賞 (1位)	30万円	30万円	20万円	20万円
優秀賞 (2位以下)	各5万円 (2,3位)	各5万円 (2,3位)	各5万円 (2～5位)	各5万円 (2,3位)

※ただし、応募数に応じて、主催者においてノミネートの最低ラインを別に定めることがある。

(2)賞金の授与

本コンテストを含む年間の賞金受領額が50万円を超える場合、個人に対して課税が生じる可能性があることに留意すること。

11. 成果発表会

提出された作品については、主催者において令和7年12月頃に作品上映会を開催することとし、上映会には応募者も参加のうえ、動画制作及びPR活動の過程において工夫された点や努力された内容等を発表すること。

なお、成果発表会の開催日時、会場等の詳細については、後日事務局より案内を行う。

12. 審査結果発表及び授賞式

審査結果については、令和8年2月上旬に京都府ホームページで発表する。また、授賞式を同月中旬に開催する。

※授賞式の開催日時、会場等の詳細が決定次第、審査結果の発表に先立って京都府ホームページに掲載するとともに、応募者あてに事務局からメールでお知らせします。

※審査結果の発表とあわせて、入賞者あてに授賞式の案内と出欠確認の通知を事務局からメールします。

13. 応募作品の活用について

応募作品については、上記3(3)に記載するPR活動の開始と同時に、京都府ホームページ等に掲載するなど広報を行う。

また、本コンテスト終了後においても、入賞の有無を問わず、京都府及び京都ジョブパークにおける学生等支援事業として使用する場合があります。

その際、著作権及びその他の権利の取扱いについては、下記14の記載を参照すること。

14. 著作権その他の権利について

(1)著作権

応募作品の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、主催者が許可した団体等は、応募者の許諾を得ることなく、無償でこれを京都府ホームページ、YouTubeやInstagram等のSNSによる配信・広告、その他の広報やイベント、事業でのPR等に利用できるものとするため、無償での二次利用に承諾できる者のみ、応募すること。

(2)著作者人格権

応募者は応募作品に係る著作者人格権を主催者に対して行使しないものとする。また、応募作品の利用にあたり、これを一部編集(字幕・ナレーション追加、静止画、切り出し等)することがある。

15. 注意事項

応募作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害があった場合、主催者は一切責任を負わないため、応募者自身の責任で本コンテストへの応募をすること。

16. 個人情報の取得について

本コンテストの募集にあたり、主催者が取得した個人情報の利用は、本コンテストの実施・運営、並びに応募者に対する京都ジョブパークにおける就職・就業支援を目的とした活動に利用する場合に限ることとし、当該目的以外には利用しない。

なお、本コンテストの広報として主催者が行う成果発表会や授賞式等（上記11～13）において、応募者の氏名（またはニックネーム）・団体名を公表する場合がある。

17. コンテストの中止・変更

(1)主催者は、本コンテストの実施・継続が困難であると判断した場合、事前の通知なく本コンテストを中止又は内容を変更して実施することがある。

(2)前項の措置により応募者に不利益が生じた場合でも、主催者は、応募者に対して一切責任を負わない。

18. その他

(1)募集要項のほか、特に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定する。

応募者がその決定を了解できない場合は、応募者は応募を撤回できるものとする。この場合、応募にかかった費用などは返還しない。

(2)本コンテストへの応募をもって、募集要項に関する全ての内容に同意したものとする。

お問い合わせ先（事務局）

京都ジョブパーク 学生就職センター

【所在地】〒601-8047 京都府京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階

【電話番号】075-682-8945

【メール】gakusei@kyoto-jobpark.jp

【受付時間】（月曜日～金曜日）9:00～19:00 / （土曜日）9:00～17:00